

消防予第145号

平成11年6月14日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用設備等に係る点検及び報告の推進等について

消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検及び報告の制度については、消防用設備等の適正な維持管理に効果をあげているところであるが、点検、報告の実施状況が十分でない等、課題も散見される状況にある。

このため消防庁では、平成6年度から平成9年度にかけて「消防用設備等に係る検査・点検のあり方検討委員会」を設置して多角的に検討を行い、当該検討結果に基づき点検制度の見直しや簡素合理化を図ってきたところである。また、点検・報告制度については、財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に「消防用設備等点検制度検討委員会」を設置し、更に検討を進めてきたところである。

今般、これらの検討結果を踏まえ、消防用設備等に係る点検及び報告の推進等を図るため、点検及び報告の実施の徹底、郵送による報告について下記のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、その運用に遺漏のないよう御配慮をお願いするとともに、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知されるようよろしく願います。

記

1 点検及び報告の実施の徹底について

点検及び報告の実施を徹底するためには、未実施となる原因を把握して、これに応じた対策を講じることが必要である。この場合において、点検及び報告が未実施となる原因については、概ね別紙1のとおりであり、主として防火対

象物の関係者の意識に起因している事項が多い。これらを踏まえ、点検及び報告の実施の更なる周知・徹底を図るため、次により効果的に方策を講じること。

(1) 関係機関の役割

消防用設備等に係る点検及び報告の実施を徹底し防火対象物の安全確保を図るためには、消防機関、安全センター及び都道府県消防設備保守協会等並びに消防関係工業会（以下「関係機関」という。）が、相互協力の下に、それぞれの役割に応じて、防火対象物の関係者に対して周知・徹底に努める必要があること。この場合において、関係機関ごとの基本的な役割分担は概ね別紙2に掲げるとおりであり、実状に応じて具体的に活動を実施すること。

(2) 広報活動の積極的かつ効率的な展開

点検及び報告を推進するうえで広報活動による周知・啓発は非常に重要であり、次に掲げる事項等について、積極的な広報活動の展開を図ること。

ア パンフレット、リーフレット等の広報素材の内容については、過去の火災事例等も引用しながら、消防用設備等の設置の趣旨、維持管理の重要性等について、わかりやすい内容とすること。

イ 火災予防運動等の機会を捉え、広報効果が非常に高い新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアの積極的な活用を図ること。

ウ 近年のインターネットの普及にかんがみ、関係機関は、ホームページを開設するなど積極的に情報化を図り、多数の国民が利用しやすい広報媒体の整備に努めること。

エ パンフレット、リーフレット等の作成に当たっては、例えば安全センターが作成したものを活用するなど、できるだけ多くの数量を用い、効率的な広報活動を実施すること。

(3) 活動の重点及び目標の設定

点検及び報告の徹底に係る活動計画を策定するに当たっては、防火対象物の用途や実施時期について重点を設定し、メリハリのある活動を展開していくことも重要であること（例 令別表第100項の防火対象物に係る強化月間等）。また、現実的な範囲において、点検実施率、報告率等に数値目標を設定することも有効であると考えられること。

(4) 点検及び報告に係る不備・違反是正の推進等

消防用設備等に係る点検及び報告制度は、消防用設備等の適正な維持管理を担保するものであり、その不備又は違反にあつては消防用設備等の機能を阻害するおそれがあるとともに、点検・報告制度自体の信頼性を損なうおそれがあることから、消防機関を中心として、その是正を推進すること。

ア 設置届の受理、消防用設備等検査済証の交付等の際に、消防法第17条の3の3の規定に基づく点検の実施及び報告責任が自らにあることを防火対象物の関係者に対して教示すること。また、消防用設備等の状況を平素から把握しておくとともに、点検実施時（特に点検業者等に依頼した場合等）の立ち会い等を指導すること。

イ 消防用設備等に係る不適正な点検の事実を確認した場合にあつては、防火対象物の関係者に対し、所要の措置を講ずるとともに、当該点検を実施した点検資格者については「消防設備点検資格者の資格喪失に係る運用について」（平成10年3月21日付け消防予第44号）により、消防設備士については「消防設備士免状の返納命令に関する運用の基準の策定について」（平成4年7月1日付け消防予第136号）により、それぞれ厳正に対処すること。

ウ 消防用設備等の不適切な点検等を行う業者による被害やトラブルを未然に防止するため、防火対象物の関係者等に対して、「消火器の不適切な点検等に係る情報の提供について」（平成9年12月1日付け消防予第186号）、「消火器の不適切な点検等の防止の徹底について」（平成11年6月11日付け消防予第140号）等により、適宜情報提供を行うこと。

2 郵送による点検結果の報告

(1) 郵送による報告の適用対象

消防用設備等に係る点検結果報告については、防火対象物の関係者が当該報告書を直接消防機関に持参して行うことが適当であるが、当該事務に係る負担軽減し、報告実施の促進を図るため、点検結果の報告を郵送により行うことができることを明確にしたこと。この場合において、当該取り扱いを行うことのできる防火対象物としては、「消防用設備等の種類及び点検内容に応

じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部改正について」(平成8年6月11日付け消防予第116号) 3(1)アからウまでに適合する防火対象物が考えられること。

(2) 郵送による報告を行う場合の留意事項

郵送による報告を行う場合にあっては、次の事項に留意すること。

ア 消防用設備等点検結果報告書の消防機関への提出は、防火対象物の関係者の責任において実施されるものであり、郵送時における紛失等に伴うトラブルを防止するため、十分な対策（書留の利用、報告書の到達状況の電話確認等）を講じるよう周知、指導を図ること。

イ 消防用設備等点検結果報告書を受理した場合にあっては、速やかに当該日時を記録すること。

ウ 受理した書類の不備等に係る訂正、指導等については、その事務処理方法（消防機関による電話連絡→防火対象物の関係者来庁等）について明確化を図るとともに、当該事務処理方法等についてあらかじめ防火対象物の関係者に周知を図ること。

エ 行政サービスの一環として、受理した旨の通知（副本の返却等）を行う場合には、その事務処理方法や費用負担について明確化を図るとともに、当該事務処理方法等についてあらかじめ防火対象物の関係者に周知を図ること。

別紙 略